

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例等の一部を改正する条例
- 貸付金の返還免除に関する条例等の一部を改正する条例
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県子ども・子育て会議条例の一部を

人事課

男女共同参画青少
年課

医療推進課

障害福祉課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

畜産課

子ども未来課

改正する条例

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例
- 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例
- 岡山県立中学校設置条例の一部を改正する条例

都市計画課

教育委員会

総務学事課

【解 説】

- 公布した条例の解説

〃

〃

〃

〃

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項本文（各号列記以外の部分に限る。）中「規定又は」を「規程又は」に改め、「の各号」を削り、同項ただし書中「規定又は」を「規程又は」に改め、同項第二号中「規定又は」を「規程又は」に、「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則第二十七項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第三十一項中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第五項の改正規定及び附則第二十七項の改正規定は、公布の日から施行する。

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十四号

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「器具、」を「器具又は」に改める。

第十八条第一項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「」に規定する」を「」第二章に規定する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の二第一項の改正規定（「器具、」を「器具又は」に改める部分を除く。）は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正)

第一条 貸付金の返還免除に関する条例(昭和四十一年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ホ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改め、「いう。」の下に「以下この項において同じ。」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十六号

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例の一部改正)

第一条 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例(平成十八年岡山県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(岡山県薬事審議会条例の一部改正)

第二条 岡山県薬事審議会条例(昭和三十六年岡山県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十七の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「及び医療機器に」を「、医療機器及び再生医療等製品に」に改め、同項(3)中「卸売販売業の管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同項(5)及び(6)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(23)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(24)とし、同項(22)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(22)を同項(23)とし、同項(21)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(21)を同項(20)とし、同項(19)中「第四十四条第一項」を「第四十四条」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(19)を同項(20)とし、同項(18)を削り、同項(17)中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に、「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(17)を同項(19)とし、同項(16)中「総括製造販売責任者」を「医薬品等総括製造販売責任者」に、「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に、「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(16)を同項(18)とし、同項(15)中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に、「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(15)を同項(14)とし、同項(14)中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に、「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(14)を同項(16)とし、同項(13)中「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(13)を同項(15)とし、同項(12)中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に、「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(12)を同項(14)とし、同項(11)中「に係る」を「及び再生医療等製品の販売業者に係る」に改め、同(11)を同項(13)とし、同項(10)中「第六十八条の十」を「第六十八条の二十三」に、「(7)」を「(8)」に、「生物由来製品の承認取得者等」を「生物由来製品承認取得者等」に、「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の二十二第六項」に改め、同(10)を同項(12)とし、同項(9)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(9)を同項(10)とし、同(10)の次に次のように加える。

(11) 法第六十八条の六の規定による指導及び助言(5)に規定する許可に係るもの及び(8)に規定する届出に係るもの(特定医療機器承認取得者等及び法第六十八条の五第四項の委託を受けた者に係るものを除く。)に限る。

別表第一の三十七の項(8)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(8)を同項(9)とし、同項(7)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(7)を同項(8)とし、同項(6)の次に次のように加える。

(7) 法第三十九条の二第二項ただし書の規定による高度管理医療機器等営

- 二条第五項に規定する高度管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 十五万
百二十円
 - ロ 第二種医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第六項に規定する管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 十三万二千
百二十円
 - ハ 第三種医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第七項に規定する一般医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可 九万五千百
二十円
 - ニ 体外診断用医薬品の製造販売業の許可 十三万二千百二十円
 - 百二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規
定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の
二第二項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対す
る審査 次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第一種医療機器の製造販売業の許可の更新 十四万五千円
 - ロ 第二種医療機器の製造販売業の許可の更新 十二万二千円
 - ハ 第三種医療機器の製造販売業の許可の更新 七万七千円
 - ニ 体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新 十二万二千円
 - 百三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規
定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の
二の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査
三万七千五百円
 - 百四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規
定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の
二の三第三項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対す
る審査 二万八千五百円
 - 百五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規
定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の
二十第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査 十五万百二
十円
 - 百六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規
定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の
二十第二項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 十三
万八千百二十円
- 第二条第八十八号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設」を削り、「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第七十八号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第八十九号とし、同条第七十七号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号の次に次の六号を加える。

八十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三十七条の二第一項の規定による医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付 一千二百二十円

八十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三十七条の三第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付 二千九百二十円

八十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三十七条の九第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付 二百二十円

八十六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三十七条の十第一項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付 二千九百二十円

八十七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十三条の四第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付 二千二百二十円

八十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第四十三条の五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付 二千九百二十円

第二条第七十六号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同条第八十一号とし、同条第七十五号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「化粧品又は医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）を「又は化粧品（以下「医薬品等」という。）」に改め、同号を同条第七十九号とし、同条中第七十三号を第七十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

七十六 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令

の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）第一条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条の規定に基づく同法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項の規定による承認の申請に係る同条第六項の規定による適合性の調査 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額イ 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二十六条第五項第二号に規定するものに係るもの 一品目につき四万八千七百九十円

ロ 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二十六条第五項第三号に規定するものに係るもの 一品目につき二万八千七百九十円

ハ 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第二十六条第五項第四号に規定するものに係るもの 一品目につき一万三千二百九十円

七十七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付 二千百十円

七十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付 二千九百十円
第二条第七十二号の次に次の二号を加える。

七十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 一万九千九百五十円

七十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 一万二千四十円
第四条第一項中「第百十四号」を「第百三十一号」に改める。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部改正）

第五条 次に掲げる条例の規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二十一条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

一 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平

成二十四年岡山県条例第六十二号) 第四条ただし書

二 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十五号) 第四条ただし書

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第六条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第六号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二十一条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第七条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十六号から第三十八号までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条第三十九号及び第四十号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条中第五十九号を第六十一号とし、第四十六号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十五号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「賃貸業」を「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第四十七号とし、同条第四十四号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「賃貸業」を「貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号を同条第四十六号とし、同条第四十三号を同条第四十五号とし、同条第四十二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号を同条第四十四号とし、同条第四十一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号を同条第四十三号とし、同条第四十号の次に次の二号を加える。

四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。)の販売業の許可の申請に対する審査 一万九千九百五十円

四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 一万二千五十円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、次項並びに附則第三項、第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

(特例)

2 この条例の施行の日前に、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第六十四条第二項の規定により、改正法第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「新法」という。）第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可（改正法附則第三十九条第一項のプログラム高度管理医療機器に係るものに限る。）若しくは新法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可又は薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条の規定に基づく新法第二十三条の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可、新法第二十三条の二の三第一項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可に関する準備として行う当該許可等の申請に対する審査については、第四条の規定による改正後の岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（以下「新保健福祉手数料条例」という。）第二条第七十一号、第七十三号、第一百号、第一百三号又は第一百五号に定める額の手数料を徴収する。

3 新保健福祉手数料条例第二条、第三条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第二項の規定により徴収した手数料に係る当該許可等の申請に対する審査については、新保健福祉手数料条例第二条の規定にかかわらず、同条第七十一号、第七十三号、第一百号、第一百三号及び第一百五号に定める手数料は、徴収しない。

5 この条例の施行の日前に、改正法附則第六十四条第二項の規定により、新法第四十条の五第一項の規定による再生医療等製品の販売業の許可に関する準備として行う当該許可の申請に対する審査については、第七条の規定による改正後の岡山県農林水産関係手数料徴収条例（以下「新農林水産手数料条例」という。）第二条第四十一号に定める額の手数料を徴収する。

6 新農林水産手数料条例第二条から第六条までの規定は、前項の手数料について準用する。

7 附則第五項の規定により徴収した手数料に係る当該許可の申請に対する審査については、新農林水産手数料条例第二条の規定にかかわらず、同条第四十一号に定める手数料は、徴収しない。

貸付金の返還免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県条例第六十七号

貸付金の返還免除に関する条例等の一部を改正する条例

(貸付金の返還免除に関する条例の一部改正)

第一条 貸付金の返還免除に関する条例(昭和四十一年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(母子福祉資金等の免除)」に改め、同条中「は、母子及び寡婦福祉法」を「は、母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、父子福祉資金(母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条の六第一項から第三項までに規定する貸付金をいう。)について準用する。この場合において、第一項中「第十五条第一項」とあるのは、「第三十一条の六第五項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、寡婦福祉資金(母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項及び第二項に規定する貸付金をいう。)について準用する。この場合において、第一項中「第十五条第一項」とあるのは、「第三十二条第五項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。第四条を次のように改める。

第四条 削除

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項イ中「第二十条」の下に「(法第三十一条の七第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同項ロからニまでの規定中「第三十三条第四項」を「第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項」に改め、同項ホ中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

別表第二の二十二の項中「母子及び寡婦福祉法、」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、」に改める。

(社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第三条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定子ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定子ども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「基づく」の下に「幼保連携型認定子ども園以外の」を加える。

第一条中「」第三条第二項及び第四項を「。以下「法」という。第三条第一項及び第三項」に改め、「認定子ども園」の下に「（法第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園を除く。以下同じ。）」を加える。

第二条第一号を削り、同条第二号イ中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育」に改め、同号ロ中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの）」を「保育機能施設（法第二条第四項に規定する保育機能施設）」に改め、同号ロ(1)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、同号ロ(2)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する」を削り、「幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に、「実施」を「利用」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する」を削り、「幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条第一項中「に満たない」を「未滿の」に改め、「満三歳以上の子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上」「のうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）」及び「のうち長時間利用児」を削り、「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第二項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「教育時間相当利用児（幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する子どもをいう。）」及び「教育保育時間相当利用児（保育所と同様に一日に八時間程度利用する子どもをいう。）」と改め、同条第四項中「長時間利用児」を「教育保育時間相当利用児」に改める。

第四条第一項中「に満たない」を「未滿の」に改め、同条第二項中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第四項中「長時間利用児」を「教育保育時間相当利用児」に改める。

第五条第一項中「幼保連携施設」を「連携施設（法第三条第三項に規定する連携施設をいう。）」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第二項中「に満たない」を「未滿の」に、「及び第九項」を「及び第十項」に、「。第九項」を「。同項」に、「要件を満たさ」を「面積以上で」に改め、「幼保連携型認定子ども園、」を削り、同条第四項ただし書中「幼保連携型認定子ども園、」を削り、同条

第五項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項第二号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第六項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第九項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により提供される子どもの数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第三項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第九条第一項中「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第二条第二号ロ」を「第一条第一号ロ」に、「及び保育所又は認可外保育施設」を「又は保育機能施設」に改め、同条第二項中「に欠ける」を「を必要とする」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第三項中「に欠ける」を「を必要とする」に、「保育を」を「教育及び保育を」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 一部改正法の施行の日から起算して五年間は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園（改正前の第二条第一号に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

3 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に改める。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県条例第六十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第
四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「、母子保護若しくは保育の実施」を「若しくは母子保護の実施若しくは保育の
提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十七条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

第二十条第三項中「、母子保護若しくは保育の実施」を「若しくは母子保護の実施若しくは保育の
提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第四十三条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父
子福祉団体」に改める。

第四十四条第六号中「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は、同号」に改め、同条

第八号口の表中

建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外
階段

を

1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号

に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合において
は、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられて
いる階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外
気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項
第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものそ
の他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を

に改める。

有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第二号、第三
号及び第九号に規定する構造を満たすものとする。）

2 建築基準法第二条第七号の耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋
外階段

第四十六条第二項を次のように改める。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。第五十条及び第五十一条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第五十条 保育所は、法第三十九条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十一条 削除

第一百一十一条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条を附則第四条とする。

附則第六条中「六人」を「四人」に改め、同条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条から附則第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第四十三条、第四十四条第六号及び第一百一十一条第二項の改正規定並びに附則第六条の改正規定（「六人」を「四人」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十号

岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岡山県子ども・子育て会議条例（平成二十五年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第四項」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条」を加える。

第二条第二項中「に關し」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十三条に規定する教育及び保育等に關し」に改める。

附則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第二条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員（幼保連携型認定こども園の職員をいい、園長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかで、社会に適應するよう育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第三条 知事は、岡山県子ども・子育て会議（岡山県子ども・子育て会議条例（平成二十五年岡山県条例第五十八号）第一条の岡山県子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。
（職員の数等）

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、同項の登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに同表の下欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。

三 一の項又は二の項に係る員数が学級の数を下るときは、当該学級の数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数に一人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十五条の規定により、

調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員
- （職員の知識及び技能の向上等）

第六条 職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 前項の資質の向上のための研修には、園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する事項をその内容に含めなければならない。

(位置等)

第七条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第八条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）第五条第二項の乳児室をいう。次条第一項第二号及び第六項第一号において同じ。）、ほふく室（同条例第五条第二項のほふく室をいう。次条第一項第二号及び第六項第二号において同じ。）、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第十四条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて同号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級の数	面	積
一学級	一八〇	平方メートル
二学級以上	三二〇＋一〇〇×（学級の数－二）	平方メートル

二 満三歳未満の園児の数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級の数	面積
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級の数} - 1)$ 平方メートル
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級の数} - 3)$ 平方メートル

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第九条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級の数を下つてはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならぬ。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により提供される園児の数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た

面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第十条 幼保連携型認定こども園には、学級の数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(教科)

第十二条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(非常災害対策)

第十三条 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、園児の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それら

の内容を定期的に職員に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難及び消火に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火に係る訓練を、少なくとも毎月一回は、行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、非常災害時における園児等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、他の学校、社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

6 幼保連携型認定こども園は、非常災害時において、乳児又は幼児、障害者、高齢者等特に配慮を要する者への支援に努めるものとする。

(食事)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するとき、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第十七条第二項の規定により読み替えて使用する児童福祉施設基準条例第九条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。

(子育ての支援)

第十五条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供することができる体制の下で行うものとする。

2 保護者に対する子育ての支援に当たっては、幼保連携型認定こども園は、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(準用)

第十七条 児童福祉施設基準条例第四条、第五条第一項及び第二項、同条第四項（利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分考慮した構造設備に関する部分を除く）、第十条から第十二条まで、第十九条、第二十条第一項、第三項及び第四項、第四十四条第八号、第四十五条（後段を除く。）並びに第四十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第 号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第四条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項	利用者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十四条第六項の園児（以下「園児」という。）
第五条第二項	児童の	園児の
第五条第四項	法	就学前保育等推進法
第十条（見出しを含む。）	利用者	幼保連携型認定こども園
第十条	入所	入園
第十一条	利用中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第十二条	児童福祉施設の長	就学前保育等推進法第十四条第一項の園長
	入所中の児童等（法第三十三条の七の児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を	法第四十七条

と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「利用者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前保育等推進法第十四条第六項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 一部改正法の施行の日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第八条から第十条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 一部改正法の施行の日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考一中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 一部改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項及び第七項並びに第九条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第三項	第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

<p>第八条 第七項</p>	<p>八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす</p> <p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="1480 403 1816 826"> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times$ (学級の数-1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times$ (学級の数-3) 平方メートル</td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級の数	面積	二学級以下	$330 + 30 \times$ (学級の数 -1) 平方メートル	三学級以上	$400 + 80 \times$ (学級の数 -3) 平方メートル	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="1603 911 1939 1362"> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times$ (学級の数-1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times$ (学級の数-3) 平方メートル</td> </tr> </table>	学級の数	面積	二学級以下	$330 + 30 \times$ (学級の数 -1) 平方メートル	三学級以上	$400 + 80 \times$ (学級の数 -3) 平方メートル
学級の数	面積													
二学級以下	$330 + 30 \times$ (学級の数 -1) 平方メートル													
三学級以上	$400 + 80 \times$ (学級の数 -3) 平方メートル													
学級の数	面積													
二学級以下	$330 + 30 \times$ (学級の数 -1) 平方メートル													
三学級以上	$400 + 80 \times$ (学級の数 -3) 平方メートル													
<p>第九条 第六項</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

6

一部改正法の施行の日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>				
<p>第八条 第三項</p> <p>施設基準条例</p>	<p>第十七条第一項において読み替えて準用する児童福祉</p>	<p>児童福祉施設基準条例</p>				
<p>第八条 第六項</p>	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="163 373 293 995"> <tr> <th>学級の数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>一八〇平方メートル</td> </tr> </table>	学級の数	面積	一学級	一八〇平方メートル	<p>一 満三歳以上の園児の数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積</p>
学級の数	面積					
一学級	一八〇平方メートル					

<p>第八条 第七項</p>	<p>二学級以上 三二〇十一〇〇×(学級の数ー二) 平方メートル</p>										
<p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<table border="1"> <tr> <td>学級の数</td> <td>面</td> <td>積</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三三〇+三〇×(学級の数ー一) 平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>四〇〇+八〇×(学級の数ー二) 平方メートル</td> <td></td> </tr> </table> <p>ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級の数	面	積	二学級以下	三三〇+三〇×(学級の数ー一) 平方メートル		三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数ー二) 平方メートル		<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>
学級の数	面	積									
二学級以下	三三〇+三〇×(学級の数ー一) 平方メートル										
三学級以上	四〇〇+八〇×(学級の数ー二) 平方メートル										

- 7 一部改正法の施行の日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定ことも園を設置する場合における当該幼保連携型認定ことも園であつて、当該幼保連携型認定ことも園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第八条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定ことも園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- 一 園児が安全に移動することができる場所であること。
 - 二 園児が安全に利用することができる場所であること。
 - 三 園児が日常的に利用することができる場所であること。
 - 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七十二号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第五の二の(二)のホの表中「五〇〇円」を「七五〇円」に、「一、三二〇円」を「一、九五〇円」に、「二、一〇五〇円」を「三、〇四〇円」に、「二、六二〇円」を「三、八七〇円」に、「五七〇円」を「八五〇円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

岡山県立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十三号

岡山県立中学校設置条例の一部を改正する条例

岡山県立中学校設置条例（平成十三年岡山県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

岡山県立津山中学校

津山市

附 則

この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
独立行政法人通則法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について
薬事法施行令及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例等の一部を改正する条例について
薬事法等の一部改正に鑑み、再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 貸付金の返還免除に関する条例等の一部を改正する条例について
母子及び寡婦福祉法の一部改正に鑑み、父子福祉資金の返還に係る債務の免除について所要の措置を講ずる等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、保育所の避難用施設の設置等に関する基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に鑑み、岡山県子ども・子育て会議を同法に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする等所要の改正を行うものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるものである。

◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について

総合グラウンドの庭球場の改修に鑑み、利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県立中学校設置条例の一部を改正する条例について

中高一貫教育を行うことにより、中等教育の多様化を一層推進するとともに、生徒の個性をより重視した教育の実現を図るため、岡山県立津山中学校を設置するものである。